

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月21日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 戴 正 呉
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282-1221 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 岸 昭彦
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282-1221 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 岸 昭彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成28年12月16日

(2) 当該事象の内容

ブラウン管(以下、「CRT」という。)製造業者が平成7年3月頃から平成19年12月頃までに米国で販売したCRTにつき国際的なカルテルを形成していたとして、平成25年3月15日、これらの製造業者からCRTを購入していた当社子会社であるSharp Electronics Corporation(以下、「SEC社」という。)及びSharp Electronics Manufacturing Company of America, Inc.(以下、「SEMA社」という。)は、CRT製造業者に対して、カルテルによって被った損害の賠償を求めて訴訟を提起しておりました。

平成28年12月16日、その一部であるTechnicolor SA(旧 Thomson SA)、Technicolor USA, Inc.(旧 Thomson Consumer Electronics, Inc.)及びTechnologies Displays Americas, LLC(旧 Thomson Displays Americas, LLC)(以下、併せて「Thomson社」という。)との間で、Thomson社がSEC社及びSEMA社に対して47百万USドル(5,529百万円。1USドル=117.63円で換算。平成28年12月19日現在)を支払うことを内容とする和解を行うことを決定しました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成29年3月期第3四半期の連結決算において特別利益として上記金額を計上する見込みです。

以 上